

## ロシア農奴制に関する一考察

竹原, 良文  
九州大学法文学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1230>

---

出版情報 : 法政研究. 16 (3/4), pp.66-98, 1949-03-31. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



## ロシア農奴制に関する一考察

竹原良文

## 目次

- 一、 はしがき
- 二、 キエフ・ルスにおける農業人口
- 三、 ウデル制と農奴制の成立
- 四、 モスクワ・ロシアの土地制
- 五、 モスクワ・ロシアにおける農奴制の衰頹
- 六、 Krepostnoe Pravo の本質
- 七、 おすび

—

農奴制の本質が如何なるものであるかについては政治史乃至法制史上未だ明確にせられていない。この試論もまた歴史上に有名なロシア農奴制の考察を通じて、奴隸、封建的拘束農民及び近代の自由農民と區別した農奴の本質を把握しようとしたものであるが、非才にしてその目的に充分にすることができなかつたことを遺憾とせねばならない。

ロシア農奴制 (Krepostnoe Pravo) は、一八六一年三月五日所謂農奴解放に關する法令によつて廢止されるに至るまで三百年以上にわたつて、ロシア農村人口を支配してきた。その後においてもその殘滓はなかくロシアの農民經濟を支配し、ロシア資本主義の發展を阻害し、その後進性の原因をなしてきた。

民主主義的農民運動が一九一七年ロシア革命に演じた重要な役割は、實にロシア農奴制とその殘滓の影響に對する考察なしには理解しがたいであろう。

しかし所謂ロシア農奴制は必ずしも政治學上・政治史上の農奴の概念と一致しがたい要素をふくんでおり、既にその變質・衰退の過程をそこに見出すことができる。すなわちタタール汗支配下のウデル(分領)制時代における農奴制成立の時期、モスクワ封建帝國における封建的等族制の影響の下に生じた農奴制の變質の時期及び商業資本主義の成熟とそれに對應せるビョートル治下の重商主義の展開に伴うその衰退の時期の三段階を區別することができる。

貨幣經濟の發達と商業資本主義の成熟は西歐においては十四世紀半において農奴解放をもたらした。フランスにおいてはルイ十世時代(一三五一年)に農奴は解放されて、自由農民に近き *Contumiers*, *Rofriers*, *Ostes* と稱せられる農民身分が生み出され、英國においては一二四八―九年の農奴解放は耕地をもたない農業労働者をつくり出すに至つた。後進的ドイツ諸國においても、プロシヤは一七〇二年フリードリヒ二世によつて、オーストリヤは一七八二年皇帝ヨセフ二世によつて夫々農奴制を廢止し、こゝに農民身分が成立するに至つた。

貨幣經濟の發展の著しく未發達なロシアは、僅かに先進的資本主義諸國の影響と壓力の下に、ロマノフ王朝の軍事的民族國家を成立せしめたけれども、國內における庄園的勢力の殘存は否認すべくもなかつた。そこでは所謂農奴解放さえも十九世紀の中葉に至つて漸く行われるに至つた。

ロシアにおける所謂農奴制の特殊性は實にかような庄園的勢力の殘滓に求めなければならない。ボベドノスチェフ

は十八世紀初頭におけるロシア庄園について次のように述べている。<sup>(二)</sup>

「士族の庄園はおよそ小國家であつた。中央政府にとつては、單にこの小國家に侵入することも、そこに自己の實力を確立することも、その命令の執行を遂行することも、無限の努力を必要とした。領主は何らの處罰をもうけることなしに、數年間にわたつて政府のあらゆる要請に反抗し、その農民に對して絶對的支配を及ぼし、政府の公權力に對立した。」

封建的等族制の發展もピョートル大帝の重商主義的諸施策もかような庄園的諸規定を決定的に排除することはできなかった。そこに十八世紀において先進資本主義諸國の農産物市場の影響の下に開始された領主的大經營が、農奴的農業労働を基礎として成立した理由が見出されるであろう。

しかし封建的・商業資本主義的諸制度の成立と成熟もまた否定しがたい事實であつて、庄園的農奴制的諸規定は、その本質に對する顯著な制約をうけて衰退しつゝあつたことが認められねばならない。

次に説明の便宜のために、十四世紀頃に成立しはじめたロシア農奴制に先行する、キエフ・ルスの土地制度及び農業人口に對して一瞥を與えよう。

註(一) Buntsehi: The Theory of the State. 3rd. ed. p. 170—3.

(二) Engelmann: Leibeigenschaft in Russland. 1884. s. 102 f. 凡用 Istoriicheskie Issledovanie i statist. K. Pobedno-sewa. 1876. s. 160 ff.

## 二

キエフ・ルス大公國は氏族制度の崩壊と商業的都市州 (Volost) の發達の結果として成立した。

土地占有に關する民族的特權は消失し、地縁團體たるヴェルヴィ (Velvi) の貢租上の行政的管理のもとに立つ土地公領制が實現するに至つた。

農民の土地占有の權利は、『犁のゆくところに従つて汝の土地を開墾せよ』という原理によつて決定された。<sup>(一)</sup>

かくして九世紀から十世紀にかけてキエフ・ルスにおける農民耕作地は國有地であつて、かような國有地の意味において黒土 (Tschernuj Zemli) と呼ばれた。それは後世寺院・貴族の私領地が白土 (Beluj Zemli) と稱せられたことに對應するものにほかならない。

かような國有地農民は、ヴェルヴィ乃至ミール (Mir) の管理のもとに、自己の農具をもつて耕作に従事し、公 (Kniaz) の政府に對して貢租義務を負う自由民であつた。國有地の農民として Tschernuje Liudi、或は貢租 (Dan) 義務ある農民として Danskie Liudi とよばれた。或はその生活上の悲惨な状態に關連して Smerdi (惡臭を放つ者) と稱せられた。

彼らは自由民として移轉の自由を含む完全なる權利を保障せられ、單に貢租上の制約を受けるにすぎなかつた。

しかし當時においてもキエフ・ルスには、クニャズ乃至その親兵團 (Kniaz-mush) の居住地及び農村における御料地たるセロ (Selo) の若干の存在が見出された。既にオレグ大公 (八七九—九一一) が、自己の狩獵地内に立ち入つたと言ふ理由で、他のクニャズの子を殺害したという年代記の記事や、或はオリガ公妃 (九四五—九五七) がドレヴリヤトネ族を征服して、その地に自己の居住地及び「セロ」ならびに「宿營・狩獵所」の設備を要求したという物語<sup>(二)</sup>は、かような公・貴族の御料地がすでに十世紀には確立せられていたことを示すものである。

かようなセロ或は御料地 (Dvortsovuje Zemli) の經營・管理乃至農耕の雜役に従つた者が奴隸 (Tscheljad, Cholop) にほかならなかつた。

奴隸は十世紀のキエフ・ルスにとつて對ビザンチン貿易における主要な商品であり、都市貴族の雑役者であつて、未だその農耕上の重要な勞働力としての價値をもたなかつた。

かような免租奴隸 (Obeljuj Cholop) 發生の理由としてルス法典は、(1) 證人立會の上での奴隸への賣却、(2) 奴隸よりの出生 (但し女奴隸とその所有主との間に出生した子は、所有主の死後自由人と認められる)、(3) 他種族乃至他のクニヤズに對する戰爭によつて獲得された捕虜 (Polon) たること、(4) 重大なる犯罪 (クニヤズの勦氣を蒙むるような失策、強盜乃至馬盜み等)、(5) 女奴隸との結婚 (但し自由民が自己の自由を保障する契約を奴隸主と行つた場合はその限りではない)、(6) ザクツプ (Zakupi) — 債務による半自由人、後出参照) の、若干の犯罪 (逃亡乃至窃盜) にもとづく奴隸への轉化——等を規定している。

彼らは貢租義務をもたず、また裁判上の如何なる權利をも有せず、商品として賣買の對象とせられた。<sup>(三)</sup>

十一世紀以降キエフ・ルスは、その商業・貿易上の有利な地位を失つて、その中央集權的統一はいよいよ解體し、相續制度上の缺陷と相まつて、各クニヤズは大公の太守 (Posadnik) たる性格をうしなうに至つた。すなわちクニヤズの統治乃至行政上の管轄區域としての公領は、公の私領地に轉換し始めた。年長順位によるキエフ大公位の順番相續制から排除されて相續權を失つた所謂イゾゴイ (Izgoi) — 無資格者) とよばれるクニヤズのために、順位相續から除外された世襲地が先づ邊境地方に形成され始めた。

またキエフ國家においては、貴族の補職に伴う給與は從來コルム (Korm) と稱せられた。貴族の官職が Kormenie、任官せる貴族が Kormenschniki と稱せられた所以である。コルムは貴族の職務に伴つて、その官職に對して與えられる手数料及び給與であつて、その管轄下の貢租農民から貢租とは別個に一種の貢納として定時或は不定期にとり立てられたものであつた。すなわち貢租農民に對するコルム徴收の權限が承認されていたにとどまつて、土地に對する

領有上の権利はコルム制の下にあつては認められていなかつた。しかしかような制度がコルムの恣意的徴収をまねいて、農民に對する過重な負擔を結果し、ひいてはクニャズ政府の財政的困窮をつくり出したことは容易に理解しうる處である。

コルム給付に代わつて、貴族 (Kniaz-mush, Boyar) に未墾地を賜與して開墾に當らしめる傾向は、かようにキエフ・ルスの解體に相應して顯著となつていつた。十一世紀以後寺領・貴族領の所謂特典的白土が増大したのは實に右のような理由によるものであつた (第三項参照)

かような未墾地の開拓・植民は、キエフからは僻遠の地であるロストフ・スズダル地方とガリチ・ウォルィニヤ地方に新興の政治勢力を生み出した。すなわち貴族的世襲地 (Bojarskaya Votchina) を地盤とした庄園的・自立的勢力の確立であつた。Votchina とはロシア語の父 Otetsch に淵源する語であつて、父祖よりの傳來の世襲地 (patri-monium) を意味する。スズダル公アンドレイ・ポゴリユブスキーが、一一六九年キエフを攻略し、自らスズダルの地にあつてルス大公位を僭稱したことは、實に邊境地方の庄園勢力を地盤として自立したものにほかならない。

すなわちキエフ・ルスの順位相續制の排除と分領制 (Dro) の成立であつた。貴族・寺院の世襲的庄園 (Bojarskaya Votchina) はかゝるウデル制下においてますます擴大され、黒土は北邊地域を除いて殆んど消滅するに至つた。

かような庄園的土地領有の發達は、商業・貿易上の取引對象或は家内雜役者としての奴隸の地位に著しい變化をもたらし、彼らを貴族庄園の農耕奴隸たらしめた。ヤロスラフ以後 (十世紀末)、奴隸の恣意的殺害が教會法規によつて制限せられた事實<sup>(四)</sup>及びルスカヤ・プラウダ (Ruskaya Pravda) ——キエフ・ルス最古の法典——に見出される奴隸解放 (Izgoisivo) の諸規定<sup>(五)</sup>も、右のような土地經濟上の變化に對應している。イヅゴイストヴォとは、特に奴隸を供養のために教會・寺院に寄進して半自由人とする制度であつて、かような人々によつて特に教會人 (Tcherkovnaje, Ljudi)

と稱する特殊階層が形成せられるに至つた。彼らは人身の自由を獲得し、唯教會領の農地に緊縛せられ、教會のために農耕労働に従事することを強制された。そこに農奴の端緒が見出さるけれども、そのことは奴隸制そのものの終熄を意味しないのであつて、十八世紀に至つて始めてそれは最終的に廢止されるに至つた。

かように奴隸の地位は著しく變化しつゝあつたのに反して、國有地の自由農民の状態はいよいよ惡化しつゝあつた。貢租負擔の増大とコルム負擔の過重は國有地農民の經濟的窮迫をもたらし、彼らを有力な貴族庄園に依存させ、あるいは未墾地の開拓植民に大舉移住せしめるに至つた。彼らは庄園領主より開墾・入植のための開拓資金 (Podnoga) の貸與をうけ、あるいは農具・役畜・種子等の貸付 (Serbio) を得て、領主私有地の農耕に當り、または元利支拂義務にもとづいて庄園の耕作に勞役 (Izdelle) を提供することを餘儀なくされた。かような債務の償還不能の場合には、農民に残された唯一の方法は自己の自由を領主に賣渡すことであつた。かくして成立した債務奴隸がすなわち Zakupci, Naimity, Roleinyje, Zakupci であつた。過重な公課を免れるために免租乃至減租特典を有する寺領乃至貴族庄園に奴隸として自己を質入した農民もまたかようなザクuppに屬する。

かような人身抵當の制度にもとづくザクuppは、完全奴隸 (オベリヌイ) とは異つて、その人身上の拘束が一時的である點にその特質を見出すことができる。負債乃至扶養のため勞役を擔保とする年季労働にいたものは奴隸とみなされず、負債乃至扶養費を返済することによつて、年季明けと共に債權者のもとから立ち去ることができた。かようにザクuppの人身拘束の一時性が見出されるけれども、全く農業上の資材をもたず、身一つで移住して來た開拓地農民にとつては、その入植の費用も農業上の債務も極めて多額であつたのであるから、その人身的拘束もまた著しかつたことを知らねばならない。

ザクuppの地位は完全奴隸に接近して、自由民に承認せられた公民權が停止され、既述のように逃亡乃至窃盜

等の犯罪によつて容易に完全奴隷とせられた。<sup>(八)</sup>

クニャズ政府はかような免債奴隷の増加を阻止する政策をとつてきた。すなわちルス法典の利子に關する規定の中には、屢々利子の輕減に關する規定が現れている。短期の債務の月利に關しては法律上の別段の規定が認められないが、ルス法典においては、年利子は五〇%を超えざることを制限が見出される。ウラヂミール・モノマフ(一一二三—一一二五)の時代に至つて元本の五割に達する年利子支拂は最初の二年間に制限され、それ以後については債權者は債務者からその元本の返濟をのみ請求しうる權利が承認せられたにとどまつていた。この場合利子支拂の請求は許されず、もし第三年度について利子が要求された場合には、債權者は元本償還請求權をうしなうことが規定された。さらに同時代のルス法典の規定は、債務者が奴隷としての取扱いをうけること禁止し、彼が債權者を告訴する權限を承認している。また債務者が火災其他の自己の責任に歸せられない事由によつて債務辨濟不履行となつた場合にも、奴隷としての取扱いを禁じている。<sup>(九)</sup>

かような政策がとられた所以のものは、貢租農民を保護することによつて、クニャズの財政的窮乏を救濟せんとする意圖に出るものであつた。しかしそれにもかかわらず黒土の消滅はますます自由農民の免債奴隷化を促進してきた。世襲的完全奴隷ではなくして、一時的人身拘束を本質とするかのようなザクupp制度は、ウデル(分領)制時代及びモスクワ・ロシヤ時代を通じて、Zakladeni, Zakladchiki として繼續せられた。<sup>(一〇)</sup> かように優勢な奴隷制度が庄園農民に及ぼした影響が、ロシヤ農奴制の特異性に反射されていることを否認することはできない。

かようにホロップの地位の向上と、自由農民たるスメルドの半奴隷的狀態への轉落は、既に十二世紀において右の兩者の差別を消滅せしめる契機を與えた。こゝに一般に Stradnik (作人) とよばれる庄園農民が構成されるに至つた。ストラドニックは既に完全なホロップではなかつたが、農業債務によつて一時的な人身拘束をこうむつていた點にお

いて既に國有地農民とも異つていた。既にホロープもまた、領主の直轄地(Dvorinja)の耕作のために必要な家屋・農具・耕地を領主より支給せられ、ストラドニックとして農地の分割・生産物の配分に自治的に參與して(一)いた。

かようなストラドニックこそ、寺領内のイツゴイ農民とともに庄園的農奴制の淵源をなすものにほかならない。

註(一) リヤシチェンコ、ロシア經濟史(邦譯)、上卷、一〇二頁。

(二) 同右、九九頁。

(三) Klutschewskij: Geschichte Russlands, 1925 Bd. 1. s. 241.

(四) Platonow: Geschichte Russlands, 1927. s. 62. クリェチェフスキー、同右、二八四頁。

(五) クリェチェフスキー、前掲書、第一卷、二四一頁及二五七―八頁參照。ルスカヤ・プラウダ特にその後期の附屬裁判規定の中においては、(イ)奴隸主と婚姻した女奴隸は、奴隸主の死後その間に出生した子と共に解放されるべきこと、(ロ)奴隸主によつてその眼乃至齒を損傷された奴隸は自由を得べきこと、(ハ)女奴隸が奴隸主によつて凌辱をうけたとき解放されること、(ニ)贖金によつて自由を買戻すこと―等の諸規定が見出される。それと共に遺言により、或は追善のために『イツゴイ』と稱する半自由人として寺領に献上する解放規定が見出される。Saduschnyje, Prikladni と稱せられていた。

(六) プラトノフ、前掲書、六一頁。

(七) 『イツゴイストヴォ』について飯田貫一氏は、それが奴隸解放の大量的現象であつて、先づ寺院領に始まり、十一世紀には俗人領に擴大されていつたこと、そしてその結果として奴隸に代わつて農奴が出現したと論じられた。(歴史評論、一九四七年六・七月號、飯田貫一『キエフ國家の階級的基礎』參照。)しかし奴隸制は決してキエフ・ルスの末期に排除されたのではなく、貴族庄園の勞働力の基礎としてモスクワ封建制の下においても決定的には排除されなかつたことが認められなければならない。

(八) クリェチェフスキー、前掲、二八四―五頁、Kulischer: Russische Wirtschaftsgeschichte, 1. 1925, s. 63 f. 參照。

(九) 同右、二五四頁、Pukovsky: Brief History of Russia, Vol. 1. 1932, p. 45.

(一〇) クリェチェフスキー、前掲第三卷、一七七頁以下參照。

(一一) クリェチェフスキー、前掲第一卷、三一七頁。

既に述べたように、庄園の發達が、ロシア農民の地位に重大な變化をもたらしたのであるが、こゝでは簡単にウデル制下のロシア庄園の土地領有形式と人口構成とを考察することによつて農奴制に對する検討を加えよう。

ウデル (Udel) そのものがすでにクニヤズの *Votchina* であり、一大庄園を形成して、他のウデルに對立していたが、そのウデル内には寺院・教會・貴族の世襲地 (ウオチナ) が貢租・統治上の特典を保持して庄園を構成していた。すなわちウデルには、公 (Kniaz) の直領地 (Dvorja)、貴族・寺院の *Bojarskaja Votchina* 及び公の私領ではあるが、自由農民 (チヨルヌイ) に年具 (Obrok) 負擔を代償として貸出される黒土すなわち年具地 (Obrotchnyje) の三つの種類の土地領有形式が存在していた。クニヤズの貴族庄園に對する關係は決して封建的臣屬關係ではなくして、單にボヤールによる公の庄園領有權の承認が認められるにすぎない。(一)

一二三八年から一四八〇年にわたる金帳汗國 (Zolotaja Orda) の支配は、戸口調査による課税の過重と徵稅官 (Baskak) の専恣によつて、<sup>(二)</sup>ウデル農民の困窮とその集團的移住、公の財政的窮乏の深化をつくり出したけれど、ウデルの構成そのものに對しては何ら積極的關與を試みるものではなかつた。かえつて公勢力の弱<sup>(三)</sup>化とボヤールスカヤ・ウオチナの確立を促進したことが見出される。

既に九九六年聖ウラヂミールによつてキエフにデシヤチナ寺院が建立されるや、彼は供養を目的として寺院に土地を寄進した。寺院領の始源は蓋しこゝに求められるであらう。<sup>(三)</sup>その後にも公・貴族の寺院に對する土地の寄進が行われてきたが、十三世紀に入ると共に、寺院・教會は都市近郊におけるよりも、むしろ *Pustyni* と稱する開墾地における修道院の形態が發達しつゝあつた。かくて森林地帯に寺院を中心とする新植民地が形成されていつた。有名な

トロイツヨ・セルギエフスキー寺院の建設も十四世紀の四十年代に屬していた。諸公は土地開墾を促進する意味から、これらの寺院に開拓地を寄進し、免租特典すなわち不輸、*Verbot des exactiones* を認めてきた。

クニャズに對しては租税徴收と貢納を要求したタートル汗は、教會・寺院に對しては、それをロシアの統治に利用する必要から、貢租上の特典を認めた。一二七〇年乃至一二七六年にしたためられたメング・チムル汗の免租に関する上諭 (*Jalylk*) の中には次のような文句が見出される。<sup>(五)</sup>

『彼等には貢税も關税も、犁税も、驛遞も、荷車も、軍人も、馬糧も (納むる) 必要なし。』

『チンギス皇帝は露西亞の大司教及び教會の人々には、誰彼れを問ふことなく特典授與書を與へき。これ以後の各皇帝も之に従ひ、僧侶、修道僧及びすべての養育院の人々並びに正しき心もて吾等の爲めに、また悲しみなく我が種族の爲めに神に祈り、吾等を祝福するものに特典を授與せしめんが爲めなり。即ち彼等には貢税及び關税の要なし。』

……』

かような特典の下に寺領經濟はますます確立せられるに至つた。汗に對してのみならず、寺院領の公に對する關係にあつても、寺院はますます不輸の特典を獲得するに至つた。唯私法上の契約關係が存在する場合にのみオプロクの支拂義務を負擔するにすぎなかつた。しかしその免租期間については、不定期のものと、三年乃至五年の短期、あるいは十年乃至二十年の長期の何れかが認められた。<sup>(六)</sup>

更に教會・寺院の特典としては不入 *Immunity*, *Verbot des introitus* が認められねばならない。その裁判上の特典については、その起源はすでに聖ウラヂミール、ヤロスラフ及びフセヴォロッド (一一二五—一一三六年) の教會法規 (*Usav*) の中に見出される。それはビザンチオン法規類集 (*Nomokanon*) に淵源するものであつて、クニャズ裁判官の教會人に對する教會裁判への干渉を禁止するものであつた。<sup>(七)</sup>

かような特典は十三世紀に入つてもますます確立し、寺領独自の自主的裁判が構成されるに至つた。それは領内農民に對して有利なるのみならず、公の裁判上の手數料 (Pohlina) 負擔に悩む公領農民の寺領移入を刺戟した。<sup>(八)</sup>

寺領の特典としては更に國司行政權の『不入』の權をあげねばならない。クニヤズの代官、ボヤール乃至仕官者 (Tchinne) は寺院庄園に立ち入ることを禁止せられている。従つて彼らはその庄園内における滞在、馬糧の徵發、馬匹・所從の徵集を禁じられるのみならず、公の奉公人たる獵師・鷹匠・犬飼・漁師等に對しても、飛脚を唯一の例外として右の禁令が適用された。不入地の領域外においては公の官廷經濟維持のために、公の奉公人の諸活動を援助すべき、現物上乃至勞役上の義務が存在したことを想起すれば、かような特典が寺領農民にとつていかに有利であり、負擔の輕減を意味したかが理解できる。<sup>(九)</sup>

かような特典は十五世紀においても未墾地開拓と植民獎勵のために公政府によつて特許せられた。一四九八年コムルスキー在聖バーヴェル修道院領農民に對する免租令の實例があり、一七世紀初頭においてもウォロコラム在ヨシフ修道院、聖コルニイリに對する庄園及び特典附與が行われている。従つて英公使 Fletcher の報告によれば、十六世紀の中葉には全耕地の三分の一が寺院・教會領であつたと言われたほどに、寺院庄園は寄進・賜與・買收等の手段によつて近在農民と耕地を併合して寺院經濟を確立するに至つた。<sup>(一〇)</sup>

かような特典は決して寺領に限らず、貴族庄園もまたこれを獲得していたことが知られる。唯バヴロフ・シルヴァンスキーも指摘するように貴族庄園については特許狀に關する古文書が乏しいにすぎない。一四五〇年イワン・ペテエリンに附與された特許狀によれば、その特典が既にイワン・カリタ太公當時に賜與されたことが指摘されている。すなわちそれによれば貴族庄園に對しても既に十四世紀初頭に寺領に對すると同等の特典が賜與せられていた。すなわち貢租・賦役の免除、すなわち不輸と、裁判上の特典をふくむクニヤズ代官の不入の特權が承認せられていた。<sup>(一一)</sup>

かように特典的寺領・貴族庄園の發展は、ウデル内の黒土 (Obrochinyje) の自由農民に對する年具 (オプロク) 負擔を増大せしめ、賦役の過重をもたらすに至つた。すなわちクニャズの財政的窮乏と農民の貧困は、自由農民をして、公直領地乃至寺領・庄園に移住し、或は農業債務上貴族に隸屬することをますます必然的とするに至つた。直領地・貴族庄園の耕作は、かようなチヨルヌイの賦役と共に、所謂半自由人としてのストラドニクによつて營まれてきたが、農業上の貸付による Izdelie (徭役) の増大は自由農民に對する拘束を強化し、かくて彼らとストラドニク (作人 - Fronbauer) との差を消滅せしめつゝあつた。

タタール汗の支配下にあつて租税の苛酷なる二重の賦課による農民の急速な窮乏、暴動、浮浪化、開拓地における領主に對する移住民の隸屬の強化は黒土農民の存在をますます消滅せしめつゝあつたことをうかがわしめる。<sup>(二三)</sup>

かような農業債務上の隸屬關係にもかかわらず黒土農民は形式上移住 (Vujkhoz) 及び耕作拒否 (Otkaz) の權利を有しており、特典的寺領・貴族庄園に大量的に移住する傾向が見出された。

かような運動を阻止するために各ウデル・ウオチナの機關によつてつとに農民の移住に關する取締規定が制定せられた。<sup>(二三)</sup> 庄園に對するクニャズの特許狀には常に例外なく、庄園領主が「他の公領より農民を移住せしめることはでき(二三)るが、自己の大公領の諸庄園より彼らを移住せしめることを許さない」、或は「僧院長は公の農民を自領に誘致し、乃至は彼らが至れる場合にも、彼らを居住せしむべからざる」ことの追加規定が見出される。またある特定地區からの農民、乃至一般に貢租義務ある者の移動を排除する他の制限的規定が古文書の中に記載せられている。特にノヴェゴロドにおいてはその領民の移動を禁止する規定が、既に十三世紀にさかのぼつて、古文書の中に見出される。かように領内の農民が他の庄園に收容せられることを禁止する庄園的諸規定は農民の移住の自由に對する間接的制限であり、まさしく農地に對する農民の緊縛を示す農奴的規定にほかならない。<sup>(三四)</sup> また農民の移住期日を十一月十四日 (フィリッ

ブ精進日)に限定したブヌコフ裁判文書 (Ssudnja Granota) は既に一三九七年に見出される。(一五)  
 庄園的分裂に他ならないウデル制時代においては、庄園農民に對する統一的規則は不可能であつて、個々の庄園の家法と實力的統制にその拘束が委ねられていたことは想像に難くない。従つてかような庄園的諸規定は古文書の中においても散逸したことが考えられる。かような事情を考慮するならば、十三乃至十四世紀にかけて、庄園の發達に伴ない、農奴制が成立したと言わねばならない。

註(一) クリニチエフスキー、前掲、第一卷、三七二頁以下参照。

(二) ヤクボフスキー・グレコフ、金帳汗國史、一九三七年、(邦譯)、二二三頁以下及びプラトノフ、前掲、九九頁以下参照。

(三) プラトノフ、前掲、五九頁。

(四) クリニチエフスキー、前掲、第二卷、二七九頁。

(五) ヤクボクスキー、グレコフ、前掲、二二九―二三〇頁。

(六) クリシエル、前掲、四八頁参照。

(七) 同右、四七頁参照。

(八)(九) 同右、四八頁以下、及びクリニチエフスキー、前掲第一卷、三七五頁参照。

(一〇) クリニチエフスキー、前掲、第二卷、二八〇頁及二九四頁参照。

供養または余生を修道院においておくるための入道の際、寺院に對する庄園寄進の多くの例が見出される。寄進が貨幣で行われる場合にも、その貨幣によつて庄園の購入がなされるのが常であつた。その他抵當流れによる庄園の取得も著しかつた。

(一一) クリシエル、前掲、五〇頁参照。

(一二) プスコフにおいては黒土農民は izornik 乃至 ogorodnik であつて、領主に對するオプロク支拂については前者は收穫の四分の一、後者は二分の一を負担した。この分益小作關係の基礎には、領主の農民に對する現物乃至貨幣を以てする農業債務所謂 Pokuta が存在していることが見出される。その經濟的隸屬はすでに農民を移轉困難とし、實質上の農奴化せしめるものであつた。このイッルニクの中に領主の土地に緊縛された、しかし同時に未だ形式的自由と獨立性を保有せる、將來の農奴

的農民の最初期の形態と原型が認められる。(リヤシチェンコ、ロシア經濟史、邦譯、上卷一二二頁)。

(二三) クリユチェフスキー、前掲、第二卷、三二八頁參照。

(二四) クリシエル、前掲、五一頁參照。

(二五) 同右、二〇九頁參照。

#### 四

一四六二年イワン三世の即位とそのビザチン皇女ソフィヤ・パレオログとの婚姻(一四七二年)は、分領制ロシアの庄園的分裂に對して、封建的統一の政治上重大な契機をなすものであつた。財産國家としてのモスクワ公國は、第三ローマ帝國として、中央集權的封建國家として、新しく確立されつゝあつた。ツァールの名稱が、ビザチン皇室の双頭の鷲の紋章とともに採用せられた。一四八〇年にはモスクワ帝國は名實ともに金帳汗國(ゾロタヤ・オルダ)の羈絆を脱して獨立するに至つた。

ワシリイ三世及びイワン四世(雷帝)の時代において封建的中央集權制はいよいよ強化せられた。有力な庄園勢力を抑壓するためにイワン雷帝は Oprichina を設置した。このオプリチナは帝室領に關する經濟上・行政上の管理機關であり、また皇帝護衛機關でもあつた。特にポヤールの叛亂に對する監察・追討に當り、同名の親衛隊を組織した。しかしかような統制に對しては貴族庄園勢力の反抗もまた激化せられた。タタール出身のボリス・ゴドゥノフ(Boris Godunov)が皇帝に選舉せられたのは、オプリチナの實力を背景とするものであつたが、貴族の叛亂によつて一六〇五年敗死し、十年にわたる大混亂時代(мутное время)が始まつたが、こゝにイワン三世及びイワン四世によつて確立の緒についたモスクワ帝國の中央集權制は再び喪われて、分散的・自立的庄園制に逆行するに至つた。ボリスに

ついでポヤールの支持を得て帝位についた皇帝ワシリイ・イワノウイチの宣誓文 (Zapisi) 及びコロレウイチ・ウラヂスラウの皇帝擁立に關してポーランド王シギスムントとトシノ代表サルチュフとの間に結ばれた一六一〇年二月條約 (ロシアの Magna Carta) の中に見出される、貴族の特權尊重に關する諸規定特に貢租徵收上の特權維持の要望は、ぬきがい庄園制のロシアにおける殘存を示している。<sup>(二)</sup>

一六一三年ミハイル・ロマノフの帝位即位によつて再び封建的統一が回復され、ロマノフ王朝の基礎が築かれたが、一六四九年法典 (Uloshenie) によつて漸く封建的等族制の完成が見出されるにすぎない。

封建的統一を要請する社會歴史的要因は、一方においては大貴族庄園の實力的庄園統合の過程であり、土地的利益の確保であるけれども、他面封鎖的自然經濟としての庄園經濟を崩壊せしめつゝあつた商業資本的交換經濟の發展過程がもたらす國內市場擴大の要求に他ならない。そしてその第一の段階においては領主的貨幣經濟の確立が見出される。

タタール汗の二世紀以上にわたるロシア支配は國民經濟を荒廢せしめ、貨幣の原始的蓄積を阻止し、そのアジア的停滯性の原因となつた。ロシア封建制の地盤の脆弱性もまたこゝに求められねばならない。

しかし既にノヴゴロドを始めとして、寺領・庄園の活潑な商業活動が十四世紀乃至十五世紀に認められる。トロイツコ・セルギエフスキー寺院 (Troitzk-Sergiew-Kloster) <sup>(三)</sup>、キリロ・ペロゼルスク寺院 (Kirillo-Bjelosersk-Kloster) は特にその商業を以て知られ、商業手代を各地に派遣していた。モスクワ公國の興隆もまたモスクワの國內商業上における地位から説明せられねばならない。それは南方ドニエプル諸地域とヴォルガ上流及びその支流オカ河流域の商業交通路の接合點であつた。既にはやくヴォルガ上流とモスクワ河の合流點にノヴゴロド人は商業中心地ヴォロク (現在ヴォロコラムスク) を建設したが、それはこの地方の商業通路の重要性を示すものに他ならない。

一三二八年モスクワ公イワン・カリタ (Iwan Kalita) がタタール汗によつて大公位を贈與せられたのは實に汗官廷に對する莫大な額の貨幣の献納に負うものであつたこと、當時モスクワ領の擴大は貨幣的手段による、窮迫せるクニャズ・ポヤール・寺院等の庄園の買収によるものであつたことは、モスクワ公のもとに著しい貨幣蓄積が行われていたことを語つている。「カリタ」の語が財囊を意味するのは蓋し偶然ではない。<sup>(四)</sup>

封建的中央集權制の確立は庄園的土地領有に對して統制を強化し、それに代わつて新しい土地領有の形式を採用した。すなわちポヤルスカヤ・ウオチナに對する嚴重な統制と封地 Pomestie 制度の樹立であつた。

ポメスチエは Po Mestri (補職に應じて) として、一般に仕官者一俸を限つて給與せられる土地に他ならない。キエフ・ルスにおける補職が行政・訴訟上の特定の手数料及び貢租徴收權 (Kone) をもつて給付せられたのに對して、ポメスチエは士族の従軍・仕官義務を伴う土地給付に他ならない。一五五五年九月二十日法律は士族 (Dvorjanskovo) のポメスチエに對應する世襲的・等族的軍役義務を規定した。

かようにポメスチエ制度は西歐的土地恩給 (Beneficialwesen) にひとしく、ポメスチエは Fief に類似してゐる。<sup>(五)</sup>

かような土地制度に適合するように舊來の貴族庄園に對しても制限が加えられるに至つた。一五六二年及び一五七二年法律は貴族庄園の譲渡及び相續に關して制限規定を設けた。公・貴族はそのウオチナを賣渡し、相互に交換し或は贈與することを禁止され、唯特定の場合にのみウオチナの賣渡が承認されたが、その所領面積の半を超えらることを得なかつた。またこの場合においてはその親族に對してウオチナの買戻權 (Vojkup) を認めてこれを保護した。<sup>(六)</sup>

ウオチナの相續に關しては四等親をこえて相續せしめることを禁止した。相續人がない場合に對する遺贈が認められたが、それを更に他の者に贈與する權利は承認されず、その寡婦の死後遺産は國庫に歸屬した。またこの法律によつて、領主が追善のためにウオチナを寺院に寄進することが禁止された。<sup>(七)</sup>

かような庄園制限の措置は寺院領に對しても強化された。領主の寺院に對する土地寄進の禁止はいま述べた通りであるが、特典的寺領に土地所有が集中・移動されることを防止するために、豫め皇帝に届出でることなくして寺院が貴族から庄園を抵當としてとり、或は買収し、または供養のための寄進として受けることを禁止することを規定した。<sup>(八)</sup>

庄園の不輸・不入の特権もまた世襲的軍役義務に對應していよいよ制限せられるに至つた。

庄園農奴は *Frascino* として租稅義務を負うに至つた。寺院もまた不輸の特権を制限せられ軍事費のための貢租負擔に應じたが、その特典はいまだ強大であつた。一五五〇年法典はいかなる人に對しても特許狀を與うべからざること、現在有效な特許狀はその效力をうしなうべきことを規定したが、皇帝自身特許することを禁止しなかつた。一五五一年及び一五八四年僧族會議もまた、寺院の不輸が、農民をして貢租義務ある *ボメスチエ* 乃至 *ウオチナ* を離れて寺領に移住させる誘因となり、*ボメスチエ*・*ウオチナ* の負擔過重となりつゝあることを認め、寺領特権の廢止を主張したけれども、それは實現されず、漸く十七世紀末に至つて始めて廢止せられるに至つた。<sup>(九)</sup> *ニコン* 大主教の宗教改革と一六六八年から約十年にわたる *ソロヴェツキー* 寺院の武力反抗はかような寺院庄園勢力の問題であつたことが知られる。

領主裁判權の廢止も漸く一六四九年法典 *ウロジエニエ* において實現されたけれども、實質的には領主の裁判・警察上の權力は強力に残存していた。

かように封建制的封地制が發展しつゝあつたにもかかわらず、そこには庄園的諸條件の殘存が認められねばならない。モスクワ・ロシアの農業諸立法の中に農奴制的諸規定が見出されるのは必然的であつたと言わねばならない。

註(一) *クリュチエフスキ*、前掲書、第二卷、一八五頁以下參照。

- (二) 同右、第三卷、四一頁以下参照。
- (三) クリシエル、前掲書、一一〇頁参照。
- (四) クリエチエフスキー、前掲書、第二卷、八一—一二頁参照。
- (五) 同右、二三三—三四頁及び Sophie Baunstein: *Le Probleme de la Féodalité Russe*, 1908, p. 128, 131—2. (ハットン・シルヴァンスキーはボメスチエをカロリンガ王朝の *benefice* (hof の先行的形態) と同一視している。(同上二二八頁引用)。  
すなわち hof はロシアにおいてはボメスチエなる名によつて呼ばれたのであつて、貴族に恩給せられ、讓渡権のない單純な占有の點において制限され、士族の軍役義務に對して恩給される意味において條件つきである。ボメスチエは終身賜與地 (concession kingére) にほかならない。
- (六) クリエチエフスキー、前掲書、第二卷、二四二頁参照。
- (七) 同右、二四二頁参照。
- (八) 同右、二九三頁参照。
- (九) クリシエル、前掲書、一八八頁以下参照。

## 五

分領制時代において農民の土地に對する緊縛の規定が成立しつゝあつたことは既に述べた。モスクワ公國においても十五世紀に入るに従つてかような農奴的規定をふくむ文書が見出される。

すなわち農民が領主のもとを去るには一定の通告期間が必要とせられ、その期間内に領主に對する農業債務(入植の場合の貸付 Podmoga、種子・農機具貸付、農舎費 Poshlor, Podvornoe)及び貢租・年具の支拂を完済したときのみ、移住する (vujkhotit) ことを許された。かような通告期間は聖エリイの日(十一月二十五日)(Jurjew denj)の前二週間、後八日間であり、かような制限を規定した最初の法令は一四五〇年に見出される。プスコフにおいてはか

ような期日がフィリップ精進日と定められたことは既に述べた。

當時既に黒土農民には二つの範疇が認められた。すなわち浮浪的・移住的農民 (Prichoshi) に對し、ミール (農村自治體) に屬し、連帶保證的隣保組織 (Krugovaja poruka) を構成し、時効的に移轉の自由を失つた古農民 (Staro-shizi) とよばれる農民階層が成立した。すでにブスコフ裁判文書第七五條及び十五世紀初頭の特許狀の中には古農民に關する規定が見出される。一四五五年乃至一四六二年に屬するモスクワ大公の特許狀はトロイツコ・セルギエフスキヤ寺院のベジエツク在庄園農民の他領移住を禁止している。また十六世紀に屬すると考へられる移住禁令は特に「舊來より」居住した、「四十年間庄園に定住せる」農民、「トロイツキー寺院の古農民」に適用せられたとみなされている。自領の農民の返還請求を行う領主は、訴訟に當つて彼らが「舊來より」、「永久に」自領に従屬したことをその理由とするのがつねであつた。これら農民は庄園の土地臺帳 (Pisovnie knigi) に記入せられた所謂登記農民 (Prishimennij ludi) であつて、長期の定住にもつきその自由權を時効により喪失したものとみなされた。

これらの古農民の離村の場合には、特定の時効期限を經過しない限り、舊庄園につれ戻すことができた。一五六八年文書によれば古農民の逃散の場合一定の期限が經過するまでは逃散農民を連戻す權限が帝室領農村共同體に承認せられていたことが推定される。一五九一年トロベツ市規則は時効期限内に定住農民を市に招還する權限を同市民に認めた。

モスクワ政府の法令もまたかような慣行的庄園規定を反映せざるを得なかつた。一四九七年イワン三世法典所謂 Sudebnik は聖ユリイの日における移住の自由を確認したが、その際支拂うべき農舍費 (ボジロイ) の額は、この規定によれば農民の支拂いえない程に高額であり、ユリイの日を實質的に無効とするものであつた。

一五五〇年改正法典 (改正スゼブニク) もまた農民の不合法な移住を禁止し、唯農民が自らを賣渡し或は入質する

場合にのみその移轉を認めた。しかし一四九七年法典における逃散農奴が奴隸として舊領主に引渡さるべき規定を改めて、同法はかゝる規定を廢止し、單に負債償還に至るまで債權者のもとで徭役に服すべきことを定めた。<sup>(五)</sup>

かような庄園的規定のもとにおいて十六世紀のモスクワ・ロシアには農民の土地への緊縛 *Fesselung an die Schollen*, *Scholle* *nichtigkeit* の實例を見出すことができる。ベリヤエフによれば、庄園の賣買の場合には、その定住農民が讓渡状の中に表示せられた。このことは農民の賣買を意味するものではなく、庄園に登記された農奴とその勞働力を讓受人に明示する意義をもつものであつた。<sup>(六)</sup> またサモクワソフによれば、『十六世紀の庄園領主は農民の賣買・相續・乃至贈與に關するいかなる權利をもたなかつたが、政府の特許を得て、契約によつて彼らの庄園とともに農奴を交換する權利が認められていた。』彼の掲げる資料によれば十六世紀の七十年乃至八十年代においても、庄園の分割相續乃至被相續人の債務辨濟に庄園を當てる場合に、農地に附隨して農奴の戸口が分割された多くの例が見られる。<sup>(七)</sup>

すなわち十六世紀ロシア農民は、賣買・贈與・相續の對象となり得る奴隸とは本質的に異なるものであつたと言ねばならない。

しかし農民の逃散と有力な庄園勢力による他領農奴の強制的・實力的『搬出』 *Spox* は後をたたなかつた。スヴォヅとは有力な領主が、他の庄園農民の負債・バジロイを強要的に支拂い、契約の解除を行わしめ、或は暴力的手段によつて、彼らを自領内に移住せしめるものであつた。このスヴォヅは十六世紀には一般的現象となり、聖ユリイの日の前後には寺院・大貴族・有力士族がこれに参加し、武力による農民の露骨な爭奪が行われた。<sup>(八)</sup> 彼の臣下の農民達が四十人宛または五十人或はそれ以上も一緒になつて、吾が小莊園に晝となく夜となく押掛け、吾等即ち貴下の耕奴を打擲し掠奪し、妻や娘を辱しめ、吾等即ち貴下の耕奴より金や着物をせびり取り、修道院からは農民や水呑百姓を暴力を以て搬出する』と十七世紀に屬する文書は述べているが、帝室領自治體・下級貴族の訴訟は、かようなユリエフ・ド

ニの紛争を物語っている。<sup>(九)</sup> トヴェル地區のシメオン・ペクブラトウィチ公領における農民移動の實例三〇六件（一五八〇年）について見るに、逃散——二二%、搬出（ズヴォス）——六一%、合法的退去——一七%であつて、實力的農奴奪取が激しかつたことを示している。<sup>(一〇)</sup>

かような實力的過程が下級士族のボムスチエにとつて破滅的であつたことは容易に理解されるであろう。封建制確立の必要から、政府は「禁制年」(Zapovednie letja)を設けて、特にその年間には農奴の搬出及び登記農民にあらざる Zachebennik (チャグロたる農民の二・三男・兄弟・甥等)乃至 Bovuji (農業労働者)の移住を禁止した。特に一五八二年乃至一五八七年、一五九一年乃至一五九二年はかような禁制年であつたとみなされる。それは聖ユリイの日に關する古い法典の條章を排除するものではなく、暫定的規定として個々の命令が公布されたものにほかならな

5。農奴法制として有名なボリス・ゴドゥノフの一五九七年九月一日法令 Дказ はかような庄園的諸條件の反映に他ならない。ロシヤ農奴制がタタール出身のゴドゥノフによつて樹立されたと言ふのは勿論根據のないところであつて、それはゴドゥノフ以前に既に成立していたことは既に明かにしたところであつた。むしろこの法令は既に等族的規定をふくみ、農奴制の衰頹期に屬していたと言わねばならない。

この法令によれば一五九七年九月一日よりさかのぼつて五年以内に領主の下より逃散した農民は、領主より提訴があつた場合、この法令にもとづいて逮捕せられ、家族・財産と共に舊領主の下につれ戻されねばならない。逃散後五年を経過し、その間に領主より提訴が行われなかつた場合には、その農民はつれ戻されることなく、農民及びその現在の領主に對するいかなる訴訟も行われず、逃散農民の搜索に關するいかなる訴状も受理せられなかつた。<sup>(一一)</sup>

ペリヤエフは五年の時効期間(Droschinnye letja)に關連して、一五九二年に農民の移住禁止と農民の農地への緊縛

の勅令が公布されたが、それが何らかの理由によつて散逸したものであらうとの假説を立て、農奴制が一五九〇年前後に樹立されたと言う通説を基礎づけた。しかしがような勅令公布の事實については何ら根據が認められない。むしろ十九世紀初頭の立憲主義者スベランスキーが解釋しているように、この規定は逃散農奴に關する多數の、しかも餘りにも時期を經過した庄園領主の訴訟の困難と複雑性を除き、領主・農奴の關係を統一的に調整するための措置にほかならなかつた。

すなわち一五九二年に施行された全國的戸口調査にもとづいて、庄園領主・封地主族の等族的・仕官義務に對應する封建的農民身分 (Трагание) の確立が企圖されていたと言わねばならない。

そこには、自主的庄園關係を統一し、庄園領主と農奴の私法的・實力的相互關係を打破して、その關係をモスクワ帝國の公法上の身分的諸關係として編成することが要求されていた。その内容に庄園的規定の殘滓が見出されることは、庄園的殘存勢力の強大な當時のモスクワ・ロシアにおいては避けがたいところであつた。<sup>(二三)</sup>

同じくゴドゥノフによつて公布せられた一六〇一年一月二八日法令及び翌年一月二四日法令は、農民の自由を認め、大貴族・寺院・帝室領ウオロスチ(農民自治體)の農奴搬出及び逃散農奴の收容を禁止し、且つ下級士族に對して、ボメスチニ相互間に限つて農奴を移住することを許した。但しその場合には、領主相互間及び農民の同意を必要とし、しかも一時に二人以上の農民を移住せしめることは禁止された。このことは土地に對する緊縛規定が最早支持されていないことを示している。すなわち一六〇一年法令は次のように述べている。「皇帝及び皇太子は慈悲をもつて、壓迫と搾取との故に、全國に、農民に移轉の自由を認むべきことを命ずる。但し士族に對しては相互間の農民の移轉のみが行わるべきである。農民の契約解除と移住通告期間は聖ユリイの日及びその後の二週間とする。……但し士族のもとから公直轄地・帝室領ウオロスチ・ボヤール・僧侶・官廷貴族・大士族……のもとに移住を命ずることは一

六〇一年には許されない。士族相互間においては本年中に夫々一人乃至二人の農民を連出することができるが、三名乃至四名を搬出することは許されない。<sup>(一四)</sup>』

一六〇三年より三年間悲惨な饑饉が発生し、農民の集團的流浪が始まったが、ボリスに代わつた偽デメトリウスは、これらの逃散農奴を饑饉中に扶養しなかつた領主から農奴訴追の権利を拒否して<sup>(一五)</sup>いる。

すなわちそこでは農奴の農地に對する緊縛の規定はすでに嚴密には維持されていない。一六〇七年三月九日ワシリー帝の法令はその前文において、一五九七年法令について次のように説明している。ボリスがポヤール・ドゥマの諮詢を経ずして農民の自由を奪い、領主の所有する農奴の數を記載した戸口帳を作成せしめた。けれども反抗と擾亂が発生したためにゴドゥノフは戸口帳を廢止して、農民に部分的移住の自由を許した。けれども訴訟關係の混亂はいよいよ裁判を困難ならしめたために秩序の混亂が生じた——とその事情を述べている。すなわち庄園に對する中央權力の介入が内亂の原因であつたことが知られる。<sup>(一六)</sup>

この法令もまた一五九二年の戸口調査を基準として、農奴がその登記された土地に止まるべきこと、逃散農奴に關して爾後十五年の時効期間を認むべきことを規定しているが、内亂に對つて再び庄園的對立に陥つた當時の事情を反映するものと言わねばならない。それにもかかわらず同令はまた、一戸ではなくして、個人として夏季乃至冬季、あるいは一年を限つて賃労働のために離村する農民または彼を雇傭した領主を處罰することを禁止している。同令はまた農奴の逃散を、前述の十五年の期限を経過しない限り、被害者たる領主の告訴をまつて訴追する私法上の不法行為としてではなく、公法上の犯罪として處罰することを規定した。ここでは農奴の逃散はむしろ警察的・治安維持目的のもとに取締をうけるに至つたことが示されている。<sup>(一七)</sup>

庄園的規定の殘滓としての逃散農奴の訴訟に關する時効期限 (Uroschinyje leta) は、内亂後五年となり、一六四

一年法令においては下級士族の要求により十年に延長せられたが、一六四六年戸口調査施行に關する訓令 (Nakaz) は、所謂時効期限が將來にわたつて廢止さるべきことを命令した。<sup>(二八)</sup>

一六四九年ウロジエニエはかような時効期限の廢止を確認した。<sup>(一九)</sup> そのことは恒久的農奴的固定制の確立、奴隸制への復古を意味するものではなくして、農民拘束制の新しい性格、すなわち封建的身分制度が庄園的農奴制に代わりつゝあつたことを認めねばならない。

庄園農奴の農地緊縛性は右のようにもはや維持せられなくなりつゝあつた。ウロジエニエは登記の土地に従つて (Po Zemle) 農民を拘束することを規定したが、それは庄園的殘滓に繼ならなかつた。さらにウロジエニエは寺院・貴族がその領内の農民をして商業に従事せしめるために都市に居住せしめることを禁止しているが、これによつてみれば領主が農民の商業を許可することが既に廣く行われていたものであろう。しかしこの禁令は遵守されなかつた。

一七一四年二月四日セナト (Senat) 法令は農民の商業を公認し、唯商業に従事する農民に二重の負擔—都市市民税と領主に對するオブロク支拂義務—を課した。このオブロク額はその商業の規模によつて決定された。一七二三年九月二十七日法令は、人頭税及びオブロク支拂を一般農民と同様の割合にて行い、商業上の利益を規準としないこと、また農民の商業を領主が一度許可した場合には、より高額のオブロク徴收のために都市 (ギルト組織外の) Sloboda よりその農民の立退きを指令することを禁止している。<sup>(三二)</sup>

農業契約の上においても、戸口帳にもとづいてその土地に緊縛される事例は極めて稀となつた。農民が『その村落が何人に屬しようとも』その村落内に止まるべきことを規定した一六八八年の唯一の文書は當時においては稀少の事例に屬している。<sup>(三三)</sup>

一六四九年法典以後においても、ミハイル帝當時において、逃散農奴を離村者としてではなく極めて屢々『よそ者』

(wegezezene)、『移住者』(übergesiedelte)として戸口帳に記載した實例が見出される。(三三)  
 かように十七世紀後半期において、ロシア農民に對する庄園的・農奴的諸規定は衰頹しつゝあつたことを認めねばならない。唯その封建的制度の未成熟にともなつて、そこに著しい庄園的勢力の殘滓が見出され、かような殘存的諸規定が、封建的等族的規定と貨幣經濟の發達に伴う農業債務上の著しい身分的拘束關係と相まつて、所謂ロシア農奴制の特異性を生み出したのであつた。

- 註 (一) Engelmann: *Leibeigenschaft in Russland*. 1884. s. 19; クリシエル、前掲書、二〇九頁參照。  
 (二) クリシエル、前掲書、二一一—三頁、クリエチエフスキー、前掲書、第二卷、二五三頁。  
 (三) クリエチエフスキー、前掲書、第二卷、一三三—三三頁參照。  
 (四) 同右、三〇八頁。クリシエル、前掲書、二一〇頁參照。  
 (五) 同右、三四二頁參照。  
 (六) Beliaev: *Krestiane na Russi*, 1860, str. 118—9; (Zit. v. Engelmann. *Leibeigenschaft*, s. 68)  
 (七) Ssemokwassow: *Archivalische Materialien*. Bd. II. T. 1. s. 139; (Zit. v. Kulischer, *Russische Wirtschaftsgeschichte*, s. 205—6)  
 (八) クリエチエフスキー、前掲書、三四〇—一頁參照。  
 (九) リヤシチエノコ、ロシア經濟史(邦譯)、上卷、二一一頁註。スタシエフスキー「南方植民史論」、四頁。  
 (一〇) クリエチエフスキー、前掲書、第二卷、三四〇—一頁。クリシエル、前掲書、二一七頁參照。  
 (一一) クリシエル、同右、二一九—二二〇頁。  
 (一二) エンゲルマン、前掲書、三二頁以下、クリエチエフスキー、前掲書、三二八頁以下參照。  
 (一三) 同右。  
 (一四) エンゲルマン、前掲書、四三—四頁參照。  
 (一五) クリエチエフスキー、前掲書、三四二頁參照。

- (一六) エンゲルマン、前掲書、四五―六頁參文。
- (一七) 同右。
- (一八) クリエチエフスキー、前掲書、第三卷、一九三頁以下參照。
- (一九) プラトノフ、前掲書、二〇七頁。
- (二〇) 同右。
- (二一) エシゲルマン、前掲書、八五―六頁參照。
- (二二) グリエチエフスキー、前掲書、第三卷、一九一頁參照。
- (二三) エンゲルマン、前掲書、五八頁參照。

## 六

次に所謂農奴制 (Krepostnoe pravo) の本質を明かにしよう。

十七世紀の農民 (Krestiane) は、一般の等族的諸規定に従屬する以外に、その私法上の諸關係において特別な制約のもとに立つものではなかつた。親族法上彼らは教會の監督と裁判に服した。彼らは、領主の干渉をうけることなしに、動産・農業用動産の所有・相続・贈與の權利を有し、不動産に對する制限的權利を取得し、商行爲や貸借を行い、小作・賃貸契約を結ぶことができた。ただ耕作上の義務を有し、國庫に對して公租・公課・賦役を負擔し、領主に對して年具・徭役の義務を負うた。

庄園的殘存にもとづいて領主の警察的・行政的支配が優勢であることはこれを認めねばならないが、農民の等族的義務の遂行のために、農村共同體 (ミール) の等族的自治制が確立されつゝあつた。それは、租稅負擔の連帶責任制を基礎として形成され、その目的のために土地の割替を實施した十九世紀のオブシチナ (Obschina) とは異なり、

貢租徴收と賦役割當のための自治的組織に他ならない。この自治體は長老、Verordnete gute Männerの選舉に當り、  
後者は更に警察的機能をも有する郡（ウオロスチ）長老の選舉に参加した。<sup>(二)</sup>

農民における等族制の發展は、一五五五年法律がボメスチエの恩給に對して士族（Dvoriane, Pomestchiki）の世襲的軍役義務を確立し、士族身分を固定化したのに對應して、農民にもその職能に應じて貢租に對する國家的義務が認められたことに起因している。<sup>(三)</sup>

勿論モスクワ・ロシアにおいては西歐的等族制はいまだ確立されなかつたが、その傾向はこれを指摘することができ。すなわち士族は地方毎に地方騎士團を構成し、士族の秩序の維持・ボメスチエの監督調整のために集會において十乃至二十名のオクラドチキ（Okladchiki）を選出した。彼らは農民の隣保組織と同様の連鎖的相互保證組織を有し、その代表を通じて地方行政に參與した。<sup>(四)</sup>

商人・乃至手工業者の等族的組成は未だ確立していなかつたけれども、既に十六世紀中葉にはモスクワにおいて、最高の商人階層は Gosti 及び Gostinaja Sotnia（大商人組）と Sukonajaja Sotnia（羅沙ギルド）の兩ギルドに所屬し、他の大多數の商人は Tchernje Sotni（黒ギルド）及び Slobodij（手工業ツントに相當）を形成していた。<sup>(五)</sup> 僧侶及び教會關係者が教會人として特殊社會を構成していたことは述べたところであるが、これら僧族は當時においてもまた自治的組織を有していた。

ロシアの等族議會としての Zemskij Sobor はかような等族的構成の上に成立した。すなわち一五五〇年の第一回ゼムスキー・ソポールは、即位、ツァーリの稱號の採用、ソフイヤ・パレオログとの結婚、モスクワ大火と民衆蜂起及びカザン・クリム遠征等内外ともに國事多端であつたイワン四世が、貴族會議（Bojarskaja Duma）の専恣を抑壓し、國庫費用の調達を要請することを目的として召集された。僧族會議（Osviastchennij Sobor）、貴族會議とならん

で、政府代表及び多數の士族代表がこれに加わつたが、商業等族は未だ重要な地位をその中に占めるには至らなかつた。<sup>(六)</sup>

しかし内亂後においては商業・農業等族の確立が見られた。一六四九年法典は、寺院・貴族がその領内農民を商業目的を以て都市に居住せしめることを禁止し、都市自治共同體よりその共同體に所屬しない者を立退かしめる権限を都市に承認し且つ外國商人の國內商業従事を禁止したが、職能ギルド下の自治制の發達を認めることができる。<sup>(七)</sup>モスクワ・ロシヤにおいてははかような等族制は軍事的・官僚的性格が濃厚であつて、統治、行政上の機能及び軍役義務、貢租義務に夫々對應する國家の職能階層 *Tehin* (モスクワの官廳的地位階の意味) として固定せられた。<sup>(八)</sup>

農民及び都市住民の等族的固定的世襲制をつくり出したものは、農民・市民に對する戸口調査であつた。戸口帳 *Piszowije knigi, Perepisnje knigi* は、キエフ時代に既に施行せられたか否かについては明確ではないが、一二五八年金帳汗國ベルケ汗のノヴゴロド、スズダル、リヤザン諸公國に對する戸口調査がその最初として認められている。

一二七〇年メンダ汗のもとにおいても、再び人口調査が實施されたが、その何れの場合においても、貢租徴集を目的とするものであつた。<sup>(九)</sup>したがつて一五九二年戸口調査もむしろ貢租上の土地臺帳としての意義がより重要であつたが、大混亂時代が收拾せられた一六二七年全國戸口調査は土地所有、農奴的諸關係に關する紛争を解決し、治安を維持する目的を有してゐた。一六四六年 *Piszowji nakaz* (戸口調査に關する訓令) は、單に貢租義務者 (*Tschiglinie*) に限らず、その直系・傍系の家族及び *Bobyli* (土地なき農民) をも一定の居住地に從つて、等族 (*Stand*) として登記すべきことを命じた。<sup>(一〇)</sup>十八世紀末において、小ロシヤ・新ロシヤに所謂農奴的制度が適用された場合においても、その目的は貢租徴收とともに *Aufrechterhaltung der Ordnung* であつたことをエンゲルマンは指摘してゐる。<sup>(一一)</sup>すなわち戸口帳は、屢々言われるように農民を土地へ緊縛するための手段ではなくして、むしろ警察的・行政的秩序維持の措

置であつたと言わねばならない。十七世紀後半に著しくなつた農民の領主に對する農奴的隷屬は、庄園的諸規定の影響であるとともに、他の經濟的要因、すなわち貨幣經濟の發達に伴う農業債務上の拘束的制約の效果に他ならないのであつて、戸口帳そのものの結果ではなかつた。

庄園的自然經濟の優勢にもかかわらず、十七世紀には商業資本主義の發展の端緒が見出されることは既に述べた。そしてそれは十九世紀後半において産業資本主義と交代するまで三世紀にわたつてロシア國民經濟を支配するに至つた。かような交換經濟・市場經濟の發展の結果として、十六世紀末期から農民經濟においても貨幣經濟の意義が著しく増大しつゝあつたことが認められる。貢租・手数料・年具は現物ではなくして貨幣或は手工業品を以て支拂われることがいよいよ要求せられた。<sup>(二三)</sup>

かような貨幣經濟の發展は農民の農業上の債務をますます増加せしめた。既に述べたようにルス法典におけるザク・ウブは債務奴隷に他ならなかつたが、同じくモスクワ・ロシアにおいても一種のホローブとして Zakladstchik が存在していた。

モスクワ政府はかような債務奴隷制度に對しては極力抑壓を加えた。貴族庄園はボメスチエ制度の下に再編成せられ、不輸の特權をうしない、庄園農民もまた貢租農民 (Tiazhnie) とせられるに至つたが、その負擔を免がれるために、貢租義務を免除された奴隷が庄園に再び増加しつゝあつた。すなわち上に述べたように雜役者としての dokladnoi choloystvo 及びルス法典の Zakup に該當する Zakladstchik と稱する人身抵當制が認められていた。前者は官廳に登録され、その統制に服する奴隷であるが、もはや終身的でなく、所有主の死亡によつて解放せられた。政府は財政確立の必要からかような奴隷制を阻止しなければならなかつた。

一五五〇年改正法典(改正ズゼブニク)は農業債務の最高貸付額を十五留に制限したが、僧侶會議もまた一五五一年

に寺院・僧侶が農民に無利子貸付を行うべきことを決定している。しかし改正法典が『農民にして自らを他の何人かに對して完全な奴隸として賣渡す者は何時でも立退くことができ、また彼から補償金を要求し得ない』と規定したのは同法の過渡性を示すものであつた。<sup>(一三)</sup>

一五六〇年法律は、債務辨濟不能の者が債權者の奴隸として自身を賣渡し乃至は質入することを禁じ、債務完済に至るまで債權者の下にあつて勞役に服すべきことを規定した。<sup>(一四)</sup>

一五九七年四月二日法令<sup>ウカス</sup>によつて奴隸廳 (Dholop-prikaz) が設置され、奴隸所有に關する取締が強化せられたのもその弊を除くためであつた。一六一九年には債務奴隸を禁止するゼムスキー・ソポール(等族會議)の決議が行われ、一六四九年法典 (Ulosenje) においてはかような禁止が採擇された。しかし奴隸制はその後においても存続し、一七二三年奴隸の農奴編入に關する命令によつて漸く廢止せられるに至つた。<sup>(一五)</sup>

かような債務奴隸と異つた農業債務の新しい形式が十六世紀末期から發達しつゝあつた。すなわち債務利子返済のために債權者に農耕上の勞働を提供するものであり、その元本は一定の期日までに返済する必要があつた。

所謂 Kabala であつて、カバラとはヘブライ語に起源する借用證書を意味した。かように利息のために勞働を提供する Rogstowaja Kabala 或は徭役カバラ (Shushlaja) によつて拘束された Kabala-hudj は一種の人質であつて、その完全ホローブへの轉化は政府の極力抑止するところであつた。しかし債務の過重な負擔にもなつて、かような農業債務者の状態はいよいよホローブに近接しつゝあつた。すでに Kabalaholop の語さえ現れるに至つた。すなわち農業上の債務に對し、その利息支拂のために債務者の農戸は、債權者たる領主のために日々その庄園に働き、期日までに元金支拂不能の場合には更に元金支拂が可能となるまでその利子支拂に勞働を強制されるものであつた。かくて債務者の領主に對する隷屬關係は顯著となりつゝあつた。<sup>(一六)</sup>

このような拘束は農業契約上に反映して、移轉の自由を認めず、領主に隷屬せしめられる所謂 *Krestianin-krepostij*, *Krestianin-veischnostij* (永代農民) を生み出すに至つた。一六二七年の契約には、農民が領主のもとに *Krepkije* (固定的) に止まるべきことを述べた文言が見されるが、かように *Krepostnoe Pravo* とは私法上の農業契約における拘束制に他ならないのであり、農業債務上の隷屬關係に他ならない。警察的・行政的戸口調査にもとづく農民の等族的・世襲的・固定制と庄園制的農奴的規定の殘滓とは、かように農業上の債務にもとづく農民の隷屬性の基礎條件となつて來た。

したがつて *Krepostnoe Pravo* を農奴制と譯すことは嚴密に言つて正しくないであろう。

かように十七世紀のロシヤ農民は本質的には農地に對する緊縛關係を認められないのであつて、等族的自治制をもつに至つていたことを認めねばならない。「クレボスチ」制は封建的拘束農民の農業債務上の隷屬關係を示すものには他ならない。

註 (一) エンゲルマン、前掲書、七三頁、クリュチエフスキー、一九七頁參照。

(二) クリュチエフスキー、第二卷、三一四頁以下、エンゲルマン、前掲書、七二頁參照。

(三) クリュチエフスキー、第二卷、三三二頁、同上、第三卷、一九四頁以下參照。

(四) クリュチエフスキー、第二卷、二五〇頁參照。

(五) 同右、第三卷、四〇二頁參照。

(六) 同右、三九二頁以下。

(七) プラトノフ、前掲書、二〇七頁參照。

(八) クリュチエフスキー、第三卷、五六頁、一七一頁參照。

(九) グレコフヤクホクスキー「金帳汗國史」(邦譯)、二二三頁以下參照。

(一〇) クリュチエフスキー、第三卷、一八八頁以下及び一九五頁參照。

ロシヤ農奴制に關する一考察(竹原)

- (一) エンゲルマン、前掲書、三七―八頁参照。
- (二) リヤシチエンコ、前掲書、上巻、一八〇頁、クリシネル、前掲書、二〇一頁以下参照。
- (三) クリュチエフスキー、第三卷、三四二頁以下参照。
- (四) 同右。
- (五) 同右。
- (六) 同右、一七九頁以下及一八一頁参照。

## 七

所謂ロシア農奴制の概念は必らずしも政治學上・法制史上における農奴の概念とは一致しないのであつて、殊に *Krepostnoe Pravo* が如何に農奴の本質とは異なるかを明かにしてきた。本稿は決して法制史上の新しい資料の提供をふくんではいないし、またロシア經濟史の記述でもないのであつて、その意味では何ら寄與するところがないことをおことわりしなければならぬ。唯私は政治學の對象としての農奴乃至封建農民の概念と本質を、ロシア農奴制の分析的研究を通じてあとづけようと試みたものであつた。この意味でこの小論は政治學上の研究以上に出ないのである。

所謂ロシア農奴制度の研究についてはさらにピョートル治下における軍國主義的・重商主義的經濟の強化に伴うその十八世紀における發展と一八六二年における所謂農奴解放の問題がのこされているが、以上の目的から考えて、一應對象の領域外に屬するので、今後の研究にまつこととして本稿を終る。